

豊島区男女共同参画推進条例

平成31年4月改正施行。パートナーシップ制度を既存の男女共同参画推進条例に位置付けた全国初の条例。

1 豊島区の概要

豊島区は東京都区部の北西部に位置し、「池袋」という繁華街を抱え、面積13・1kmに約29万人が住む日本一の過密都市です。しかし、平成26年に日本創成会議により東京23区唯一の「消滅可能性都市」と指摘されました。そこで、誰もが自分らしく住みやすいまちづくりを目指して「子どもと女性にやさしいまちづくり」を対策の一つに掲げ、様々な施策を展開した結果、総人口のみならず若年女性も増加し、現在、持続発展都市へ歩みを進めています。

2 条例制定の背景と設計

本区では、平成15年に豊島区男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）を制定し、平成24年に策定した第3次男女共同参画推進行動計画に、初めて「性的少数者の人々への理解の促進」を事業の一つとして掲げ、区民への啓発事業を行ってきました。

これまでも議会から、パートナーシップ制度創設を求める意見がありました。平成28年度の議会において、取組を一步進める答弁をし、まずは現状を把握するために、当事者の方に対する職員の理解の状況を調査しました。その結果、「当事者に対する対応を学ん

だことがない」職員が約70%、「当事者の割合は13人に1人と言われていたが、多いと感じる」職員が半数以上いることが分かりました。

また、当事者の方が行く場所、ハードルが高いと感じる場所の一つに区役所が挙げられていたことから、職員の理解促進は必須と考え、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を作成し、全職員対象のeラーニングによる研修を行いました。

一方、平成29年度には当事者の区民団体が設立され、豊島区男女平等推進センターの登録団体として活動を始めました。

平成30年6月第2回区議会定例会に当該団体が「パートナーシップ宣誓制度創設」に関する請願を提出し、賛成多数で採択されました。同時に公営住宅への入居を求める請願も採択されたことから、同年9月第3回区議会定例会で、区長が「平成31年第1回定例会に条例案を提案したい」と表明し、条例制定への手続がスタートしました。

推進条例の設計においては、まず、パートナーシップ制度（以下「当制度」という。）条例を制定するか、推進条例を改正するか

豊島区男女平等推進センター

市村 尚子

ついで検討しました。当制度は象徴的なものではありますが、当事者の方が抱える困難は学校や職場など様々な場面で生じていることから、「性別等に起因する人権課題である」と広く捉えることが最も重要であると考え、推進条例の改正がふさわしいという結論となりました。

3 審議経過とポイント

審議は、平成30年9月から翌年1月まで、区長の附属機関である男女共同参画推進会議、区職員で構成される男女共同参画推進委員会において行いました。さらに、当事者団体へのヒアリング、推進条例制定時に関わった女性施策に関する区民団体との意見調整を行いました。また、制度設計の具体的な点に関して、関係部署PT（法務、戸籍・住民記録、公営住宅担当）による討議と先行自治体の視察訪問を行いました。

審議の中で、議論の分かれた点が3点ありました。

1点目は、推進条例名の「男女」という言葉についてです。基本法及び推進条例は「男女」が基本的な記載となっており、多様な性自認・性的指向の方々が含まれている表現になっているとは言えません。一方、「推進条例制定時に目指した男女平等も実現されてい

ない中、「男女」を「すべての人」に置き換えると、当初の理念が後退するのではないか」という意見もありました。しかし、制定当時と情勢は変わり、男女二元論では限界があること、「女性の権利と同様に、他のマイノリティの権利も考えていくことを目指すべき」という意見から、推進条例では「男女共同参画」を、基本法とは異なる「性別等にかかわらず、すべての人」と定義することとしました。

2点目は、制度の種類についてです。渋谷区では、申請に公正証書を必須として当事者の関係を「証明」する制度ですが、その他の多くの自治体では「宣誓」「登録」という、当事者の想いを行政が受け止める制度としています。

いずれの制度にも、メリット・デメリットがありますが、法律ではなく条例で定める制度のため、民間サービスの利用には限界があること、時間と費用が掛かる公正証書を必須にすることで利用者が限定されることから、豊島区では法律婚の婚姻届に近い形で「行政庁に対し、一定の事項を通知する行為」である「届出」という文言を使用し、当事者の想いを受け止める制度としました。

3点目は、対象範囲についてです。「すべての人」のための「男女共同参画」の条例に位置付けるのだから、事実婚にも対象を広

げた方が画期的だ」という意見がありました。しかし、事実婚は婚姻に準ずる関係と社会的に認められており、多様な性自認・性的指向の方々とは置かれた状況に格差があります。

本区では、婚姻届を提出したくてもできない当事者の方々のことを第一に、パートナーシップの定義を「一方又は双方が多様な性自認・性的指向の2人の者の関係」としました。

4 推進条例改正内容のポイント

様々な議論を尽くして改正した推進条例のポイントは、大きく3点あります。

1点目は、当事者の方々が抱える課題を「性別等に起因する人権課題」と捉え、既存の推進条例の中で当制度を位置付けたことです。あえて条例名は変更せず、「男女」の表記を基本的に「すべての人」に置き換えました。2点目は、基本理念の項に「すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと」を追加したことです。

具体的な条文としては、第2章「性別等に起因する人権侵害の禁止」において、多様な性自認・性的指向の方々に対するアウトイング（ある人のセクシュアリティをその人の同意なしに周囲に言うこと）とカミングアウト（自らのセクシュアリティを自覚し、他者に

それを開示すること）の強制の禁止を追加しました。

3点目としては、セクシュアル・ハラスメントの定義に「性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む」と追記したことです。既に男女雇用機会均等法の改正に伴い「セクハラ指針」に規定されていますが、当事者の困難が見えづらことから、条例においても分かりやすく明記しました。

5 条例を基にした取組と今後の展望

区を取組の1点目は、当制度の周知です。制度利用の手続を分かりやすくまとめた手引を作成、ホームページに掲載するほか、東京レインボープライドに初めてブースを出展し、パートナーシップ届の説明や予約を受け付けました。

2点目は、多様な性自認・性的指向に関する区民、事業者、職員への啓発です。

区民、事業者向けには「性の多様性の基礎知識」というパンフレットを作成し、町会や民生児童委員、不動産業界や医師会の会合に出席して、当制度への理解を求めました。また、職員に対しても、eラーニング研修の内容を最新のものにアップデートし継続しています。

こうした取組の一方、当制度については、

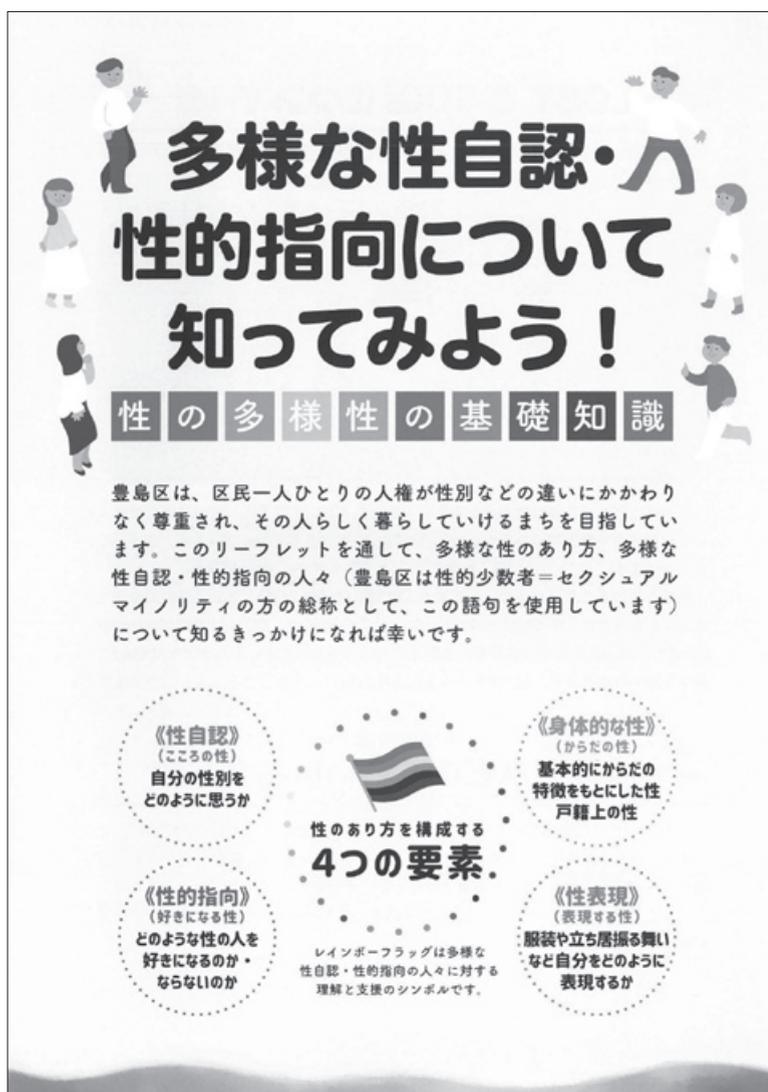
当事者の方々に確実に情報を届けられるよう、もっと多くの区民に存在を知ってもらうことが必要です。さらに、届出の心理的ハードルを下げるために、今後は現在の届出数や制度利用者の声をホームページに掲載する等の工夫をしていきたいと考えています。

また、多様な性自認・性的指向について誰もが正しい知識を身に付け、性の多様性を尊重し合うことができるよう、今後も区民が親しみやすい映画上映、パネル展示、講座等の

事業を継続していきたいと思えます。

当制度の創設は、「一人ひとりがそのらしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち」を実現するための一つの手段にすぎません。より多くの方がALLIES（多様な性自認・性的指向の方々の理解者、支援者）であろうとする気持ちで、推進条例の理念の実現につながっていくと考えています。

パンフレット「性の多様性の基礎知識」



多様な性自認・性的指向について 知ってみよう！

性の多様性の基礎知識

豊島区は、区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわらず尊重され、その人らしく暮らしていけるまちを目指しています。このリーフレットを通して、多様な性のあり方、多様な性自認・性的指向の人々（豊島区は性的少数者＝セクシュアルマイノリティの方の総称として、この語句を使用しています）について知るきっかけになれば幸いです。

性のあり方を構成する4つの要素

- 《性自認》（こころの性）
自分の性別をどのように思うか
- 《身体的な性》（からだの性）
基本的なからだの特徴をもとにした性
戸籍上の性
- 《性的指向》（好きになる性）
どのような性の人を好きになるのか・ならないのか
- 《性表現》（表現する性）
服装や立ち居振る舞いなど自分をどのように表現するか

レインボーフラッグは多様な性自認・性的指向の人々に対する理解と支援のシンボルです。